

## 平和堂健康保険組合の保険料率

令和6年3月～	健康保険料率	介護保険料率
被保険者負担率	52.5/1000	8.5/1000
事業主負担率	53.5/1000	8.5/1000
合計	106/1000 (調整保険料率を含む)	17/1000

- ・産前産後休業中および育児休業中の保険料については、事業主の申し出により被保険者・事業主負担分ともに免除されます。
- ・介護保険料は、40歳～64歳の被保険者と、40～64歳の被扶養者を持つ被保険者が負担します。
- ・任意継続被保険者の保険料率は、令和6年4月から適用されます。事業主負担分がないため、被保険者と事業主負担分を合わせた全額が自己負担額となります。